

令和5年度 教育・保育施設等補助金一覧（予定）

No.	所管	補助名	内容	制度変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
1	給付	施設型給付（委託費）・地域型保育給付	国の定める公定価格から神戸市が定める利用者負担額（基本保育料）を差し引いた額を施設に給付する。（※住民登録が他市町村の児童分は、住民登録地の自治体から給付。） 【変更点】 ・チーム保育推進加算の上限1人→2人 ※定員121人以上の保育所のみ ・処遇改善等加算Ⅲの創設（※令和4年10月から） ・小学校接続加算の要件の見直し（※内容は教育委員会と調整中）	有	毎月	○	○	○	○	—	○
2	給付	延長保育事業運営費補助金	2・3号在園児の延長保育を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。		9月,3月	○	○	○	—	—	○
3	給付	一時保育事業運営費補助金	一時保育（非在園児の預かり保育）を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。		9月,3月	○	○	○	○	—	○
4	給付	育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助	育休明けの保護者向けに一時保育を拡大して実施（「KOBEはじめルーム」を実施）する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 【変更点】 ・利用料軽減、一時保育との整理を予定	有	9月,3月	○	○	○	○	—	○
5	給付	一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金	教育標準時間の前後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、主に自施設の1号在園児を対象に預かり保育を行う施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 ※ 学校法人立等の施設は県制度との選択。 【変更点】 ・就労支援型加算（事務職員配置加算）の要件見直し 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第42条に規定する連携施設の要件は、①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受入れの3要件をすべて満たす協定を結ぶ場合のみを対象とする。	有	9月,3月	—	○	○	○	○	—
6	給付	休日保育事業補助金	休日保育を行う施設に対し、運営費や新規開設経費（※）の一部を補助する。 （※）開設経費は新規開始施設のみ対象		随時	○	○	—	—	—	○
7	給付	年末保育事業運営費補助金	年末保育（12/29・30）を実施する施設に対し、運営費の一部を補助する。		1月	○	○	—	—	—	○
8	給付	保育人材の確保・定着促進にかかる一時金	市内施設で新たに正規職員として勤務を始めた保育士に対し、7年間で最大160万円の一時金を支給する。 【変更点】1年目の一時金を40万円から30万円に変更する	有	9月	○	○	○	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	○
9	給付	潜在保育士等職場復帰支援一時金	非常勤職員として復職し、朝または夕方の時間帯等に半年間勤務した「潜在保育士」に対し、一時金を支給する。		随時	○	○	○	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	○
10	給付	民間児童福祉施設職員給与改善補助金	施設に勤務する61歳未満の正規職員に対して勤続年数に応じ職員の給与改善を行うための費用を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
11	給付	すこやか保育支援事業補助金	本市の「すこやか保育専門指導委員会」の認定を受けた子どもを受け入れる施設に対し、専任の保育士等の配置に要する経費の一部を補助する。 ※ 学校法人立の施設の1号は県制度 学校法人立の幼稚園型認定こども園の2号は県制度との差額を補助		9月,3月	○	○ 学校法人立は2・3号のみ	○ 3号のみ (2号は県制度との差額補助)	—	—	○

No.	所管	補助名	内容	制度変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
12	給付	民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金	国基準を超えた人数の正規の保育教諭等を配置する2・3号の利用定員が合計91人以上の施設に対し、保育士（保育教諭）を1人雇用するための費用の一部を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
13	給付	民間児童福祉施設調理員加配補助金	国基準を超えた人数の正規の調理員を配置する施設に対し、調理員を1人雇用するための費用の一部を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
14	給付	民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金	常勤職員が産休・病休により長期休暇を要する場合、代替職員の雇用に要する経費の一部を補助する。		随時	○	○	—	—	—	—
15	給付	保育体制強化事業補助金	地域住民や子育て経験者などの地域人材を、保育士の負担軽減に資する業務（清掃や配膳等）を行う保育支援員として活用する施設に対し、配置費用の一部について補助を行う。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
16	給付	家庭支援推進保育事業運営費等補助金	家庭環境など特段の配慮が必要となる児童が多数入所している施設に対し、保育士の増配置に要する経費を補助する。（国の指定を受けた特定の施設のみ。）		9月,3月	△ 指定施設のみ	—	—	—	—	—
17	給付	民間児童福祉施設運営費等補助金	施設の資産（積立金）が基準額以下の施設に対し、施設整備や教材購入、保育職員の研修経費に充てる費用の一部について補助を行う。 【変更点】 ・上半期・下半期の各々の実績に対して補助 → 年間の実績に対して補助	有	3月	○	○	—	—	—	—
18	給付	救急救命活動対策事業補助金	自動体外式除細動器（AED）を設置する施設に対し、賃貸借費用の一部について補助を行う。 【変更点】 ・対象経費 リース料のみ → リース料およびレンタル料	有	3月	○	○	○	○	○	—
19	給付	地域活動事業補助金	地域における異年齢児交流事業、老人福祉施設訪問等の世代間交流事業、保護者対象の育児講座の開催等の地域活動を行う施設に対し、一定の費用を補助する。 ※ 本市が神戸市私立幼稚園連盟に委託する「みんなの幼稚園事業」を実施する施設については、本事業の対象外。		3月	○	○	—	—	—	—
20	給付	児童健康診断補助金	4・5歳児に対して、眼科健診、耳鼻科健診（健診が必要とされた0～2歳児を含む）、歯科健診（2回目のみ対象）を行う施設に対し、その費用の一部を補助する。		3月	○	○	○	○	—	—
21	給付	フッ化物洗口事業補助金	フッ化物洗口を行う施設に対し、薬剤購入費の補助等を行う。 【変更点】 現物支給していた施設についても補助金対応とする。	有	3月	○	○	○	○	○	—
22	給付	実費徴収に係る補足給付事業補助金	[新制度園] 生活保護世帯が負担するべき教材費や行事等にかかる費用（実費徴収費用）の相当額を施設に給付する。 [未移行園] 副食費徴収免除の対象者が負担するべき副食費相当額を施設に給付する。		随時	○	○	○	○	○	○
23	給付	一時保育利用料多子軽減補助金	多子世帯の児童が一時保育を利用した場合に、保護者が施設に支払った利用料の半額（第2子）または全額（第3子以降）を、後日、保護者からの申請に基づき保護者へ補助金として支給する。		6,9,12,3月	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	—	○ 保護者対象
24	給付	（仮称）KOBÉはじめルーム利用料軽減補助金	KOBÉはじめルームの利用者が施設に支払った利用料について、月額2万円を上限に、後日、保護者からの申請に基づき保護者へ補助金として支給する。	新規	6,9,12,3月 予定	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	—	○ 保護者対象

No.	所管	補助名	内容	制度変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
25	給付	おむつ処理費用補助	施設でのおむつ処理にかかる費用を補助する。 【変更点】 ・@300円×10/1時点の0～2歳児クラスの在籍人数×12 →@300円×年間の0～2歳児クラスの入所のべ人数	有	10月頃	○	○	○	—	—	○
26	給付	保育補助者雇上強化事業補助金	保育士の業務負担軽減のため、保育補助者（子育て支援員研修（地域型保育）の受講完了者）の雇用経費を補助する。 【変更点】 ・給付費の基本分単価・加算及び他の補助金で雇用される者は対象外とする。 ・同一人物への補助は、1人につき3年間の補助とする。	有	6月頃	○	○	—	—	—	○ (小規模・事業所内)
27	振興	宿舍借り上げ支援事業補助金	市内在住の採用1～7年目の保育士保育士等の宿舍を借り上げる施設を対象に、1人あたり上限月額最大10万円を補助（事業者負担はなし）。 【変更点】 ・補助対象者の要件に、「親元の住所から勤務先までの通勤時間が片道1時間以上で、通勤が困難と認められる者」を加える。 ・半期ごとの交付申請とし、補助金を年2回払とする。	有	9月,3月	○	○	○	—	—	○ (小規模・事業所内)
28	振興	保育士奨学金返還支援事業補助金	市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。 補助額 上限5,000円/月（7年間で最大42万円）		9～10月頃	○	○	○	△ 長時間預かり 実施園のみ	△ 長時間預かり 実施園のみ	○
29	振興	保育士試験による資格取得支援事業補助金 (保育士試験)	保育人材の確保のため、保育補助者等保育士資格取得に要した保育士資格試験の対策講座等学習費用の一部を補助する。 (※) 認定こども園へ移行を予定している園も対象		6月頃	○	○	○	○(※)	○(※)	○ (小規模・事業所内)
30	振興	保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業補助金 (養成校)	保育士資格または幼稚園免許の取得を目指す特例制度の対象者及び保育補助者等を対象として、養成施設等の受講料等に対する補助。 (※) 認定こども園へ移行を予定している園も対象		6月頃	○	○	○	○(※)	○(※)	—
31	振興	文化的行事の開催支援事業補助金	運動会、音楽会、生活発表会など保護者の来場が想定される文化的行事の会場として利用する市内施設の利用料等経費を補助する。（7月、11月、3月に申請依頼）		6月頃	○	○	○	○	○	○
32	振興	新型コロナウイルス感染症対策補助（施設、事業）	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助。 (※) 市の要綱に基づく事業実施施設は対象（延長保育・一時預かりなど）	有	6月頃	○	○	△(※)	△(※)	△(※)	○
33	施設調整	教育・保育施設等整備補助金	認可保育所・認定こども園・小規模保育事業の新規整備について補助を行う。また、既存施設の老朽改築・大規模修繕・耐震改修に対して補助を行う。 【変更点】 既存施設の老朽改築 20,000千円/件→最大250,000千円/件（R5公募・R6整備着手事業。築年数・老朽化の程度・地域保育需要等を勘案し1件選考予定。）	有	—	○	○	○	—	—	○ (小規模)
34	施設調整	保育送迎ステーション整備補助金	保育送迎ステーションの新規整備について補助を行う。		—	○ (送迎ステーション)	○ (送迎ステーション)	—	—	—	—
35	施設調整	保育送迎ステーション運営費補助金	保育送迎ステーションの運営費について補助を行う。		—	○ (送迎ステーション)	○ (送迎ステーション)	—	—	—	—

No.	所管	補助名	内容	制度変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
36	施設調整	事業所内保育施設整備事業補助金	事業所内保育事業の新規整備について補助を行う。		—	—	—	—	—	—	○ (事業所内)
37	施設調整	民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金	施設整備にかかる補助金(国制度を含む)を受けずに、2・3号認定こどもの入所定員の増員を行った教育・保育施設に対して備品購入費等を補助。 1人あたり 30千円		—	○	○	○	—	—	—
38	施設調整	民間児童福祉施設耐震診断調査等補助金	民間児童福祉施設の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費を補助。		—	○	○	—	—	—	—
39	施設調整	福祉医療機構借入金利子補給	(独)福祉医療機構による社会福祉施設等の施設整備資金融資にかかる利子を補助		—	○	○	—	—	—	○ (小規模)
40	施設調整	施設整備等資金融資(利子補助)	・社会福祉施設の施設整備資金や用地取得資金への融資を斡旋するとともに、利子の一部を補助 ・補助額:利子の半額(経過措置により、保育所等の施設については、融資利率4%以下の場合、2%相当額を補助)		—	○	○	○	—	—	—
41	事業推進	医療的ケア事業(保育所等)	医療的ケア児の受け入れを進めるため、保育所等における体制の整備に要する経費を補助。		随時 (要相談)	○	○ 2・3号のみ	○ 2・3号のみ	—	—	○
42	事業推進	医療的ケア事業(幼稚園・1号認定こども園)	医療的ケア児の受け入れを進めるため、私立幼稚園等における訪問看護ステーションを利用した看護師派遣経費を補助。		随時 (要相談)	—	○ 1号のみ	○ 1号のみ	○	○	—
43	給付	(仮称)多文化共生保育支援推進補助金	外国人子育て家庭の子どもを多数(20%以上)受け入れている保育所等に対し、保育士等の増配置に要する費用の一部を補助する。	新規	9月3月	○	○	—	—	—	—
44	給付	送迎バスの安全対策事業補助金	令和5年4月1日より送迎バスに設置が義務付けられる「こどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置」の設置費用を補助する。 ※幼稚園(新制度・私学助成とも)、幼稚園型認定こども園は県制度		6月頃	○ 通園バスを所有する施設	○ 通園バスを所有する施設	(県制度)	(県制度)	(県制度)	○ 通園バスを所有する施設
45	給付	(仮称)ICTを活用した子どもの見守り事業補助金	GPS等のICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入するための費用の一部を補助する。 ※幼稚園(新制度・私学助成とも)、幼稚園型認定こども園は県制度	新規	未定	○	○	(県制度)	(県制度)	(県制度)	○
46	振興	(仮称)教育・保育施設等におけるICT化推進事業補助金	保育所等における業務のICT化を行うためのシステム(①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能③保護者との連絡に関する機能のいずれかの機能)の導入に要する経費を補助。 対象経費上限:最大100万円 ・導入が1機能の場合:20万円/施設(併せて端末購入等を行う場合70万円/施設) ・ // 2機能の場合:40万円/施設(併せて端末購入等を行う場合90万円/施設) ・ // 3機能の場合:60万円/施設(併せて端末購入等を行う場合100万円/施設) 補助率:機能②に関する部分は3/4、その他の部分は2/3。 ※幼稚園(新制度・私学助成とも)、幼稚園型認定こども園は県制度	新規	5月頃	○	○	(県制度)	(県制度)	(県制度)	○

【所管連絡先】 こども家庭局幼保振興課(振興担当:TEL322-5216、給付担当:TEL322-6856、施設調整担当:TEL322-6848)、こども家庭局幼保事業課(事業推進担当:TEL322-6534)